

横浜放送局の職員による着服について

【事案の概要】

横浜放送局営業部の男性職員(40代)が、平成27年5月から平成28年8月までの間、受信料の返戻手続きを悪用し、11回にわたって51万円あまりを着服していた。なお、当該職員は、去年10月に死亡している。

【発覚の経緯等】

平成28年10月、当該職員が処理した受信料の返戻に関して、不審な点が見つかり、不正行為が発覚した。当該職員が大筋で着服を認めたことを受けて、会長が全容を解明するための調査開始を命じたが、調査途中で職員が死亡したため、残された証票類などから今回の事案を着服と判断した。被害額は11件510,224円である。記録が残っている平成12年以降に当該職員が起票したすべての返戻伝票のデータを確認したが、ほかに不正は見つかっていない。

NHKは、職員を懲戒処分した際、「公金の不正に関するものは公表する」と定めているが、今回の事案は、当該職員が死亡したため調査が進まなくなったことや、死亡の場合は懲戒処分を行うことができないことから、その時点では公表に至らなかった。その後、家族への対応、被害額の確定や弁済についての協議を優先して行ってきたが、本人が死亡していなければ懲戒処分に該当する案件であり、視聴者への説明の観点などから、平成29年1月10日に概要を公表した。

【原因について】

今回の事案では、前払いの受信料を途中解約した場合などに解約以降分を返金する、受信料の返戻処理が悪用された。当該職員は、自分と同じ姓の契約者を探し出し、返戻が必要になったとする虚偽の理由を記載した架空の返戻伝票を起票して、返金先を自分名義の銀行口座にしていた。

返戻伝票は、返金の妥当性を証明する書類等の添付が必要であり、承認担当者と上司がそれぞれ添付の内容を確認して押印することになっているが、不正があった伝票には必要な書類が添付されていなかった。当該職員が死亡したため手口の全容は解明できていないが、返戻伝票に押印があった承認担当者(主任)は、いずれも自ら押印したことを否定している。上司(副部長)は、いずれも押印の際に添付書類があったかどうかの記憶はないとしている。また、不正が行われた期間の営業部長は、5万円以上の返戻伝票については自ら添付書類を確認し承認していたが、不正があった伝票はいずれも5万円未満になっていたことから、部下に任せていた。こうしたことから、結果として当該職員による不正な処理が見過ごされ、着服が繰り返された。

なお、被害額については弁済を求めることにしている。

【処分について】

管理・監督責任による処分を、本日、以下、計10人に対して行った。

〔訓告〕	横浜放送局 〃	営業部長、前営業部長、元営業部長 営業部副部長(2人)、前副部長
〔厳重注意〕	営業局(本部) 横浜放送局	営業局長、専任局長 放送局長、副局長

福島放送局記者によるタクシー券の不正使用等の処分について

福島放送局で、不正なタクシー券の使用や勤務処理をしていた職員と上司、計11人について、本日、処分を決定した。

【事案の概要】

被処分者は、平成27年7月から平成28年9月までの間、150回にわたり、不正にタクシー券を使用したほか、平成27年4月から平成28年9月にかけて、勤務実態がないのに早朝・深夜の手当てを申請するなど不正な勤務処理を24件行っていた。不正なタクシー使用額は17万4,180円、不正に受給した手当ては7万2,660円。計24万6,840円について、被処分者は全額を戻入した。

なお、タクシーについては私的な利用はなかった。

【処分決定日】 平成29年1月20日（発令は1月27日の予定）

【被処分者】 福島放送局 男性職員（記者 20代）

【処分内容】 停職2か月

【管理体制の不備・上司の処分について】

平成28年2月以降実施した、さいたま放送局記者のタクシー券不正使用を受けた全国調査の際、福島放送局では調査マニュアルどおり局内調査を行わず、不正を発見できないなど、業務プロセスの統制がきわめて不十分であった。管理職の責任は重く、本日付けで、以下の10人を処分した。

福島放送局	放送部副部長	[出勤停止 3日]
〃	前副局長、前放送部長、放送部長	[減給]
〃	放送局長、副局長	[譴責]
〃	企画編成部副部長（2人）、前副部長	[譴責]
〃	放送部副部長	[訓告]

横浜局職員の着服を受けた全国調査と再発防止策

【全国調査の実施について】

過去2年間の全国の返金データ（約190万件）を、1月末までに全て調査。同一の返金先に複数回返金している事案、または職員の起票により返金している事案等について、返金先の名義、お客様対応記録、証明書類の現物等を個別に確認し、調査結果を公表する。

【再発防止策について】

（1）返金先に指定できる口座名義等を限定（3月～）

返金手続きのルールを変更し、返金先を契約者名義または振替実績のある口座名義に限定する。当該口座がない場合（本人死亡の場合等）については、契約住所・契約者名義あての郵便為替でのみ返金する。上記以外の返金を不可とするシステムを構築し、ルールを徹底する。（5月に運用開始予定。システム構築までは管理者によるチェックを徹底する。）

（2）返金手続きの審査の強化（3月～）

- ・返金伝票の様式を変更し、確認項目ごとにチェック欄を設けて審査を徹底する。
- ・返金の妥当性を証明する書類の審査体制を強化し、複数の管理者が書類の有無およびその内容を確認する仕組みとする。（全国共通書式の「伺票」を整備）
- ・返金チェックリストを毎月作成し、保管されている伺票の有無・内容について管理者が確認し、毎月、調査結果を報告する。

（3）定期的な全件データチェックの実施（2月～）

本部一括で定期的に不正をチェックする仕組みを新設する。

全国分、全件の返金データのうち、確認が必要な一定条件に抵触する返金手続きについて調査する。

福島局タクシー不正使用を受けた全国調査と再発防止策

【全国の放送局の緊急調査結果について】

去年、さいたま放送局のタクシー券不正使用を受け、全国調査を実施したにも関わらず、今回、福島放送局で不正が見つかった。このため福島局以外の全国52の放送局について、去年の全国調査が適切に行われていたか、現在タクシー券チェックが適正に行われているかどうか、1月12日から19日まで、あらためて緊急に調査した。その結果、1つの放送局が、タクシー券の乗降時刻や場所が正しいかどうか十分にチェックしていなかった。このため、この放送局のタクシー券を全てチェックし直したが、不正使用はなかったことを確認した。そのほかの放送局については問題はなかった。

【再発防止策について】

(1) 全てのタクシー券のチェックの徹底

これまでのチェック体制や業務フローを再点検し、タクシー券チェックの具体的な手順のマニュアルを全国共通で整備して、全てのタクシー券を対象にチェックを徹底させる。また、実施記録を作成させ、報告させる。(平成29年1月使用分から)

(2) 拠点局・本部のダブルチェック機能の強化

地域放送局に対しては拠点放送局が、拠点放送局に対しては本部が、タクシー券の使用・管理状況について、新たに定期検査を実施し、各局のタクシー券使用・管理状況に対して、毎年必ずチェックが行われるようにする。(平成29年度から)

(3) 職員全員への再発防止策の徹底

使用者のみならず管理者も含めた協会職員全員に、タクシーの適正使用の意識を徹底することが再発防止の鍵となることから、緊急の勉強会や研修、個別の指導等を各職場で繰り返し実施する。

(4) タクシー券適正使用の徹底に向けた継続的な取り組み

本部、地方の部局横断で、速やかに「タクシー問題適正化推進委員会(仮)」を設置し、それぞれの職場の実態を把握しながら、再発防止に向けて、具体的な施策を継続的に推進する。

また、現在、一部の部局で試行している、タクシー券に代わる「カードを使った電子決済システム」について、利用拡大に向けた検討を早急に進めていく。